



平成28年9月23日

内閣府（防災担当）

「平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成28年8月16日から9月1日にかけて一連の気象現象としての台風第7号、台風第11号、台風第9号及び台風第10号により全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が9月16日（金）に閣議決定され、本日（9月23日（金））公布・施行されました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ）

(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

農業協同組合、水産業協同組合等が所有する加工施設、共同作業所等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げします。（一般災害 20% → 最高 90%）

その他、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、合計7の措置を適用します。

II 激甚災害（局激）の指定と適用措置

北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町の4市町を対象として、次の措置が適用されます。

○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行います。

III スケジュール

- ・ 9月16日（金） 閣議決定
- ・ 9月23日（金） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害 災害復旧事業費の査定見込額と激甚災害指定基準について

1 公共土木施設等 ※9月14日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額 2,332億円

(参考：激甚災害指定基準)

本激A基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額 1,785億円以上

2 農地等 ※9月14日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額 126億円

うち 北海道内の査定見込額 71億円

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額 44.0億円以上 かつ

- ① ある都道府県内の査定見込額が当該都道府県の農業所得推定額の 4% を超える 又は
- ② ある都道府県内の査定見込額が 10億円を超える

3 中小企業 ※9月14日時点

<局激>

市町村名	中小企業関係被害額	局激基準額
北海道空知郡南富良野町	12.9億円	2.7億円
岩手県宮古市	127.2億円	96.9億円
岩手県久慈市	63.3億円	60.1億円
岩手県下閉伊郡岩泉町	28.1億円	16.0億円

(参考：局地激甚災害指定基準)

次に該当する災害 (但し、基準に該当する市町村の被害額の合計額が5千万円を超えることが要件)

市町村内の中小企業関係被害額 当該市町村の
(被害額が1,000万円未満のものを除く) > 中小企業所得推定額 × 10%



平成28年10月13日

内閣府（防災担当）

「平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成28年9月23日に公布・施行された、「平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、その一部を改正する政令が10月7日（金）に閣議決定され、本日（10月13日（木））公布・施行されました。

この改正は、上記激甚災害に適用すべき措置として、全国を対象として、水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助の措置を追加するものです。

I 激甚災害（本激）の追加指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

○水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条第3号）

水産動植物の養殖施設（ほたてがい、かき類、ほや類、こんぶ類及びわかめ類）が被害を受けた場合の災害復旧事業に対して補助率9/10で補助を行います。

※全国の海面養殖施設の被害見込額 10.7億円（平成28年10月5日現在）

うち 北海道内の被害見込額 8.5億円（同上）

（参考：指定基準）

全国の海面養殖施設の被害見込額が 10.45億円（※1） を超え かつ

①ある都道府県の被害見込額が当該都道府県の海面養殖業の所得推定額の 40%を超える
又は

②ある都道府県の被害見込額が 5.22億円（※2） を超える

（※1） 全国の海面養殖業の所得推定額の2%

（※2） 全国の海面養殖業の所得推定額の1%

II スケジュール

- ・ 10月 7日（金） 閣議決定
- ・ 10月13日（木） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部

03-5253-2111（代表、内線51382・51383） 03-3593-2847（直通）

平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第三百九号）
（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条に規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、平成二十八年台風第七号、同年台風第九号、同年台風第十号及び同年台風第十一号によるものをいう。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条に規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、平成二十八年台風第七号、同年台風第九号、同年台風第十号及び同年台風第十一号によるものをいう。

(法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率)

第二条 前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであって当該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、いずれも十分の九とする。

一 ほたてがい養殖施設

二 かき類養殖施設

三 ほや類養殖施設

四 こんぶ類養殖施設

五 わかめ類養殖施設

(新設)



平成 29 年 3 月 17 日
内閣府（防災担当）

「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令」について

東日本大震災、平成 28 年熊本地震による災害及び平成 28 年台風第 10 号等による災害は、激甚災害に指定されていますが、激甚災害の特例措置のうち中小企業信用保険法の措置と雇用保険法の措置について、それらの適用期間を延長する政令が 3 月 14 日（火）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

I 政令の概要

激甚法による特例措置の適用期限について、次のとおり改正する。

- (1) 東日本大震災
 - ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
平成 29 年 3 月 31 日 → 平成 30 年 3 月 31 日
- (2) 平成 28 年熊本地震による災害
 - ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
平成 29 年 4 月 13 日 → 平成 29 年 10 月 13 日
- (3) 台風第 10 号等（平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨）による災害
 - ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
平成 29 年 3 月 22 日 → 平成 30 年 3 月 22 日

II 特例措置の概要

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要（激甚法第 12 条）

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。
- (2) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の概要（激甚法第 25 条）

激甚災害により休業を余儀なくされた事業所に雇用されている労働者に対して、失業しているものとみなして雇用保険の基本手当を支給します。

III スケジュール

- 3 月 14 日（火） 閣議決定
3 月 17 日（金） 公布・施行

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

○ 平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第三百九号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（災害関係保証に係る期限の特例）</p> <p><u>第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、平成三十年三月二十二日とする。</u></p>	<p>（新設）</p>

政令第三百九号

平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の 暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに北海道空知

郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下
閉伊郡岩泉町の区域に係る激甚災害にあつては、
法第十二条に規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、平成二十八年台風第七号、同年台風第九号、同年台風第十号及び同年台風
第十一号によるものをいう。

(法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率)

第二条 前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであつて当

該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令
で定める率は、いずれも十分の九とする。

一 ほたてがい養殖施設

二 かき類養殖施設

三 ほや類養殖施設

四 こんぶ類養殖施設

五 わかめ類養殖施設

(災害関係保証に係る期限の特例)

第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第二十四条の規定にかかわらず、平成三十年三月二十二日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。